

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	市税徴収管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

亀山市は、市税徴収管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

亀山市では「亀山市特定個人情報等の安全管理に関する基本方針」および「亀山市特定個人情報の取扱いに関する行動指針」を定めており、特定個人情報については本方針に基づき適正な取り扱いを行っている。市税徴収管理に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

亀山市長

公表日

令和8年8月4日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	市税徴収管理に関する事務
②事務の概要	亀山市税条例及びその他の市税に関する法律に基づき行う以下の徴収管理に関する事務は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い特定個人情報を取り扱う。 ・納税者から納付された市税の収納管理を行う。 ・納付書の再発行を行う。 ・市税の口座振替に関する管理を行う。 ・過誤納付のある市税の還付及び充当を行う。 ・期限内に納付がない納税義務者に督促状を発送する。 ・督促状を発送後、期間を経過し、納付のない滞納者の滞納処分を執行する。 ・市税の納付に関する問い合わせに対応する。 ・他機関に滞納者の実態調査等を行う。（照会・回答）
③システムの名称	収滞納管理システム（口座システム、収納消込システム、OCR日計システム、滞納整理システム、汎用調定システム、口座収納システム）・住民基本台帳ネットワークシステム・団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
徴収・滞納整理関係情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表24の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施しない]
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務財政部税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務財政部財務課 519-0195 三重県亀山市本丸町577番地 0595-84-5025
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	総務財政部税務課 519-0195 三重県亀山市本丸町577番地 0595-84-5009
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	-----------	---

8. 人手を介在させる作業

[○]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を入手する事務はないが、業務の執行において閲覧等する機会はあるため無為に特定個人情報の記載された帳票等を出力しない様にリスク管理を行っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月22日	I－5 ①部署	納税室	総合政策部税務課	事後	組織・機構再編に伴う変更
平成30年6月22日	I－5 ②所属長	納税室長 木崎 保光	税務課長	事後	組織・機構再編及び人事異動に伴う変更
平成30年6月22日	I－7 請求先	企画総務部総務法制室 519-0195 三重県亀山市本丸町577番地 0595-84-5033	総合政策部総務課 519-0195 三重県亀山市本丸町577番地 0595-84-5032	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務付けられていない。
平成30年6月22日	I－8 連絡先	財務部納税室 519-0195 三重県亀山市本丸町577番地 0595-84-5009	総合政策部税務課 519-0195 三重県亀山市本丸町577番地 0595-84-5009	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務付けられていない。
平成30年6月22日	I-1-③ システム名称	収滞納管理システム(口座システム、収納消込システム、OCR日計システム、滞納整理システム)	収滞納管理システム(口座システム、収納消込システム、OCR日計システム、滞納整理システム)	事後	
令和1年5月27日	Ⅱしきい値判断項目 1対象人数	平成29年 7月1日	平成31年 3月31日	事後	
令和1年5月27日	Ⅱしきい値判断項目 2取扱者数	平成29年 7月1日	平成31年 3月31日	事後	
令和1年5月27日	Ⅳリスク対策	－	様式の変更による項目の追加	事後	
令和2年5月28日	Ⅱしきい値判断項目 1対象人数	平成31年 3月31日	令和2年 3月31日	事後	計数時点を最新のものに更新
令和2年5月28日	Ⅱしきい値判断項目 2取扱者数	平成31年 3月31日	令和2年 3月31日	事後	計数時点を最新のものに更新
令和3年6月8日	Ⅱしきい値判断項目 1対象人数	令和2年 3月31日	令和3年 3月31日	事後	計数時点を最新のものに更新
令和3年6月8日	Ⅱしきい値判断項目 2取扱者数	令和2年 3月31日	令和3年 3月31日	事後	計数時点を最新のものに更新
令和4年6月10日	I－5 ①部署	総合政策部税務課	総務財政部税務課	事後	組織・機構再編に伴う変更
令和4年6月10日	I－7 請求先	総合政策部総務課 519-0195 三重県亀山市本丸町577番地 0595-84-5032	総務財政部財務課 519-0195 三重県亀山市本丸町577番地 0595-84-5025	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和4年6月10日	I－8 連絡先	総合政策部税務課 519-0195 三重県亀山市本丸町577番地 0595-84-5009	総務財政部税務課 519-0195 三重県亀山市本丸町577番地 0595-84-5009	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和4年6月10日	Ⅱしきい値判断項目 1対象人数	令和3年 3月31日	令和4年 3月31日	事後	計数時点を最新のものに更新
令和4年6月10日	Ⅱしきい値判断項目 2取扱者数	令和3年 3月31日	令和4年 3月31日	事後	計数時点を最新のものに更新
令和5年6月22日	Ⅱしきい値判断項目 1対象人数	令和4年 3月31日	令和5年 3月31日	事後	計数時点を最新のものに更新
令和5年6月22日	Ⅱしきい値判断項目 2取扱者数	令和4年 3月31日	令和5年 3月31日	事後	計数時点を最新のものに更新
令和6年7月10日	Ⅱしきい値判断項目 1対象人数	令和5年 3月31日	令和6年 3月31日	事後	計数時点を最新のものに更新
令和6年7月10日	Ⅱしきい値判断項目 2取扱者数	令和5年 3月31日	令和6年 3月31日	事後	計数時点を最新のものに更新
令和6年6月25日	Ⅱしきい値判断項目 1対象人数	令和6年 3月31日	令和7年 3月31日	事後	計数時点を最新のものに更新
令和7年6月25日	Ⅱしきい値判断項目 2取扱者数	令和6年 3月31日	令和7年 3月31日	事後	計数時点を最新のものに更新
令和8年6月17日	I－3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16の項	番号法第9条第1項 別表第一の24の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める 命令第16条	事後	修正及び追加
令和8年6月17日	Ⅱしきい値判断項目 1対象人数	令和7年 3月31日	令和8年 3月31日	事後	計数時点を最新のものに更新
令和8年6月17日	Ⅱしきい値判断項目 2取扱者数	令和7年 3月31日	令和8年 3月31日	事後	計数時点を最新のものに更新